

総務部長説明要旨

7 月 1 日付けで総務部長を拝命いたしました 山本祥生 でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まずはじめに、職員の懲戒処分について、御報告いたします。

去る令和 7 年 6 月 24 日夜、東牟婁振興局地域づくり部職員は、仕事関係の懇親会の一次会においてビールを飲んだ後、二次会で焼酎を飲み、翌 25 日午前 0 時頃、酒気を帯びた状態で自転車を運転したところ、警察官に呼び止められ、その後行われたアルコール呼気検査において規定値を超えるアルコール分が検出されたことから、酒気帯び運転罪で検挙され、罰金 10 万円の刑に処されたため、令和 7 年 8 月 29 日付けで、停職 1 か月の処分としました。

このような不祥事の発生は、行政全体への信頼を大きく揺るがせるものであり、職員の綱紀の厳正保持について、主管課長会議や研修、文書通達など、あらゆる機会を通じて指導するとともに、再発防止策を講じてまいります。

それでは、総務部の議案の概要を御説明させていただきます。
議案書の 1 ページをお開き願います。

議案第 120 号「令和 7 年度和歌山県一般会計補正予算」は、公共事業に係る国庫支出金の額の決定に伴う、幹線道路網等の整備に要する経費や企業版ふるさと納税の受入拡大に要する経費のほか、本年 6 月の降雨等により発生したがけ崩れの緊急対策工事に要

する経費として、総額１２億９，１５５万３千円の増額補正並びに債務負担行為２件の設定を行うものでございます。

なお、歳入に関する説明につきましては、後ほど財政課長から御説明させていただきます。

次に条例案件でありますが、

議案書の６ページ、議案第１２１号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」は、職員のより柔軟な働き方の推進を図る観点から、公務の運営に支障がないと認める場合には、職員の申告を経て、週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができることとするとともに、所要の改正等を行うものです。

議案書の１６ページ、議案第１２２号「和歌山県税条例の一部を改正する条例」は、福祉対策等の財源の一部に充てるために県民税の法人税割の税率の特例措置を令和１３年３月３１日まで延長するとともに、地方税法の一部改正に伴う所要の改正を行うものです。

議案書の１７ページ、議案第１２３号「和歌山県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例」は、住民基本台帳法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものです。

議案書の１９ページ、議案第１２４号「和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、報告事項でございます。

令和６年度決算に基づく「健全化判断比率及び資金不足比率報告書」を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により提出しております。

詳細につきましては、後ほど財政課長から御説明させていただきます。

次に、地方自治法第１５０条第６項の規定により、財務に関する事務等の適正執行のために必要な内部統制の体制整備や運用について評価を行い、「内部統制評価報告書」を提出しております。

令和６年度の評価結果については、重大な不備とすべき事項はなかったため、内部統制が有効に運用されていると判断しました。

私からは、以上でございます。

よろしく御審議の程お願い申し上げます。

令和 7 年 9 月 定例会 総務委員会

補正予算歳入説明（財政課）

財政課長の小林でございます。よろしくお願いいたします。

まず、令和 7 年度一般会計 9 月補正予算案の歳入について、ご説明申し上げます。

「補正予算説明書」の 1 ページをご覧ください。

歳入全体の補正額の合計は、12 億 9,155 万 3 千円となっております。

補正を行う項目につきましては、^{にゅう}入 1 ページの地方交付税で、今年度の地方交付税交付額が確定し、当初予算額よりも多く交付されることから、その一部を当該補正予算における一般財源として計上するため、6,456 万 7 千円を増額しております。

次に、入 2 ページの**分担金及び負担金**につきましては、令和 7 年 6 月の降雨等により発生した被害に対する災害緊急がけ崩れ対策事業の施行に伴う市町村負担金として、364 万円を増額しております。

次に、入 3 ページからの**国庫支出金**につきましては、農林水産業費及び土木費の国庫補助事業の補正に伴うものとして、合計で 5 億 2,712 万 7 千円を増額しております。

次に、入 5 ページの**寄附金**につきましては、今後の企業版ふるさと納税に係る寄附の受入れとして、1 億 2,000 万円を増額しております。

次に、入 6 ページの**諸収入**につきましては、
土木費の国庫補助事業の補正において、一部事業が減額になったことに伴い、事業者からの雑入として、518 万 1 千円を減額しております。

次に、入 7 ページの**県債**につきましては、
投資的経費の財源として、5 億 8,140 万円を増額しております。

次に、令和 6 年度決算に基づく本県の健全化判断比率等について、
ご説明申し上げます。

「令和 6 年度健全化判断比率及び資金不足比率報告書」をご覧ください。

まず、「**実質赤字比率**」でございますが、一般会計及び公営事業会計を除く特別会計における実質収支額は黒字となっており、赤字は発生しておりません。

次に、公営事業会計を含む全会計を対象とした「**連結実質赤字比率**」でございますが、実質収支額及び資金不足・剰余額の合計額は黒字となっており、赤字は発生しておりません。

次に、「**実質公債費比率**」でございますが、これは、一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率でございます。

当該比率は 10.8%となっており、早期健全化基準の 25%には達しておりません。

次に、「将来負担比率」でございますが、これは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。

当該比率は 200.3%となっており、早期健全化基準の 400%には達していません。

最後に、「資金不足比率」でございますが、これは、各公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率でございます。

本県には、公営企業として「県立こころの医療センター事業会計」など5つの会計がございますが、いずれも資金不足は生じておりません。

このように、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っております。

引き続き、各指標に注視しつつ、今後とも、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

私の説明は以上でございます。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。